

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電波政策課 電話番号: 03-5253-5909 e-mail: denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年12月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価時点では、Wi-Fi、Bluetooth、ZigBeeやLTEといった無線規格を用いた無線設備(スマートフォンやセンサー等)が国際的に活発に開発され流通しており、これらの無線設備の中には我が国では販売されず、我が国の技術基準適合証明等を取付していないものが増加していた。そのため、我が国においても経済活性化や国際競争力強化の観点から、これらの無線設備を用いた実験、試験及び調査(以下「実験等」という。)を行うニーズが高まっていた。 そこで、電波法(以下「法」という。)第3章に定める技術基準に相当する技術基準(以下「相当基準」という。)に適合しているWi-Fi等の無線設備を用いて実験等無線局を開設しようとする者は、総務大臣に対して届出ができることとし、届出の日から最長180日までの間に限り、当該無線設備を適合表示無線設備とみなして、免許を受けずに当該実験等無線局を開設することを可能とするともに、相当基準に適合しているLTE等の無線設備を使用する実験等無線局について、総務大臣の許可を受けた場合、第一号包括免許人(携帯電話事業者等)が当該無線局を運用することを可能とする措置(以下「本制度」という。)を講じた。 本制度に関して、事前評価後、現在に至るまで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時点では、実験等を行うには、実験等に用いる無線設備について技術基準適合証明等を受けることが必要であったが、一定の事情(実験等を要望している事業者は無線設備の開発元ではないため、技術基準適合証明等を受けるために必要な無線設備に関する情報を有していないこと等)により、当該実験等を行うことが困難なケースが生じていた。そのような中、仮に本制度を導入しなかった場合、技術基準適合証明等を取付していない、最先端の無線設備を用いた実験等を迅速かつ容易に実施することが困難となる状況をベースラインとして想定していた。 事前評価後、約2,000件の届出や申請(令和元年11月～令和4年3月)があり、技術基準適合証明等を取付していない無線設備を用いた実験等のニーズは着実に増加している。 よって、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び事前評価時に想定していなかった影響は生じておらず、事前評価時におけるベースラインには変化はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 経済活性化や国際競争力強化の観点から、実験等を行うニーズが高まっていたところ、本制度の導入により、最先端の無線設備を用いた実験等を迅速かつ容易に実施することができることとなった。 一方、上記のとおり、事前評価後、本制度の必要性に大きな影響を与える社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められていない。また、約2,000件の届出や申請(令和元年11月～令和4年3月)があり、技術基準適合証明等を取付していない無線設備を用いた実験等のニーズは着実に増加している。 よって、本制度は、最先端の無線設備を用いた実験等によって我が国の研究現場におけるイノベーションを一層促進していくため、引き続き必要な制度であると考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 【事前評価時の測定指標】 (事前評価時に設定していない)</p> <p>【遵守費用】 相当基準に適合しているWi-Fi等の無線設備を用いた実験等無線局を開設しようとする者は、以下の手続が必要となる。 ・当該実験等無線局の開設に係る届出手続 ・届出事項の変更に係る届出手続 ・開設した実験等無線局の廃止に係る届出手続 また、第一号包括免許人は、相当基準に適合しているLTE等の無線設備を使用する実験等無線局を運用する際に、総務省令等で定める方法により法第103条の6に基づく総務大臣の許可を受けるための申請手続を行う必要がある。 しかし、これらの手続に申請手数料は発生しない。届出手続は定められた様式により必要最小限の事項を届け出ることで足り、また、許可を受けるための申請手続は改正前から存在する手続を基にするものであり、新たに発生している負担も多大でない。 なお、これらの手続に係る事務作業に要する時間については、届出の内容や届出者の習熟度によって大きく差が出ると考えられるため、遵守費用を一律に示すことは困難である。 例えば、届出手続に係る事務作業に1人で10分を要すると仮定すると、届出について1年間に発生する費用は、 $1人 \times 1/6時間 \times 単価約2,900円(※1) \times 約1,200件(※2)$ $= 約580,000円/年$ と推計される。 また、法第103条の6に基づく総務大臣の許可を受けるための申請手続に係る事務作業に1人で30分を要すると仮定すると、申請について1年間に発生する費用は、 $1人 \times 1/2時間 \times 単価約2,900円(※1) \times 約10件(※3)$ $= 約14,500円/年$ <small>※1 約2,900円(令和2年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(正規、年間)1,495,7千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,685時間(令和2年))</small> <small>※2 令和3年4月から令和4年3月までの期間中の届出件数 1167件</small> <small>※3 令和3年4月から令和4年3月までの期間中の申請件数 8件</small></p> <p>【費用推計との比較】 事前評価当時と同様に遵守費用は限定的であり、事前評価時からのかい離はない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 【行政費用】 本制度により、新たに生じている行政費用は次のとおりである。 ①法第4条の2第2項、第4項及び第6項の届出の処理に要する費用 ②同条第3項により読み替えて適用する第82条の無線局に対する監督に要する費用 ③法第4条の2第5項により準用する第38条の20及び第38条の21第1項の報告徴求・立入検査等に要する費用 ④法第103条の6第2項の許可に要する費用</p> <p>①については、利用者の利便性を高めるべくシステムを構築したため、当該システム構築に係る費用(約2.3億円)が生じた。 また、①に係る人件費について、届出の処理に係る事務作業に1人で10分を要すると仮定すると、届出の処理について1年間に発生する費用は、 $1人 \times 1/6時間 \times 単価約1,400円(※1) \times 約1,200件(※2)$ $= 約280,000円/年$ と推計される。 ②③については、現時点で実績はなく、行政費用を一律に示すことは困難であるが、仮に届出内容の確認や届出者への修正依頼などの事後チェックの業務が届出1件当たり2人×10分生じると仮定すれば、届出について1年間に発生する費用は、 $2人 \times 1/6時間 \times 単価約1,400円(※1) \times 約1,200件(※2)$ $= 約560,000円/年$ と推計される。 ④について、行政費用を一律に示すことは困難であるが、仮に1回の許可について、2人が40時間審査・調整に当たると仮定すれば、許可について1年間に発生する費用は、 $2人 \times 40時間 \times 単価約1,400円(※1) \times 約10件(※3)$ $= 約1,120,000円/年$ と推計される。 <small>※1 令和4年国家公務員給与等実態調査より、行政職俸給表(一)2級職員の平均俸給額228,367円より、1時間当たりの平均俸給額は228,367円/月÷(8時間×5日×4週間)≒1,400円/時間と計算される。</small> <small>※2 令和3年4月から令和4年3月までの期間中の届出件数 1167件</small> <small>※3 令和3年4月から令和4年3月までの期間中の申請件数 8件</small> なお、事後チェックや許可の業務に要する時間については、届出・許可申請の内容によって大きく差が出ると考えられるほか、仮に問題となる事例が生じ、立入検査等を要することとなった場合には、別途作業時間を要すると考えられる。</p> <p>【費用推計との比較】 ①についてはシステム構築に係る費用、②及び③については新制度を適正に運用するための費用、④については限定的な行政費用が生じているものの、いずれの費用も事前評価時に想定していた範囲内であり、事前評価時からのかい離はない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 【効果】 事前評価後、令和元年11月～令和4年3月末までに約2,000件の届出や申請があり、約12,000局の実験等無線局が開設された。 我が国向けに販売されおらず技術基準適合証明等を取付していない、最先端の無線設備(スマートフォンやセンサー等)を用いた実験等無線局について、簡易な手続により開設・運用することが可能となり、これまでは断念せざるを得なかった実験等の実施が可能となることから、我が国の研究現場におけるイノベーションが促進されている。実験の目的等については個別の無線局ごとに様々であるが、例えばベンダーや大学等の研究者による、我が国で未販売のスマートフォン等を用いて行う実験等が実施されている。</p> <p>【効果予測との比較】 事前評価時からのかい離はない。</p>

	<p>【(便益(金銭価値化)の把握) 【便益】 本制度による規制緩和により、一定の条件の下、技術基準適合証明等を取得しなくても、届出により新サービスの実験等を行うことができることとなったため、技術基準適合証明等の取得に係る金銭的コスト及び人的コストが低減したと考えられる。これらのコストについては、技術基準適合証明等を取得しようとする無線設備の種別や技術基準適合証明を行う登録証明機関ごとに変動するものであることから、一律に金銭価値化して示すことは困難である。金銭的コストとしては、認証費用が想定されるが、例えば、我が国における2.4GHz帯無線LANの技術基準適合に関する認証費用は約30万円～50万円程度(※1)である。1年間に発生する金銭的コストは、 単価約300,000円～500,000円程度 × 約1,200件(※2) = 約360,000,000円～600,000,000円/年 と推計される。 また、人的コストとしては、申請書類の作成、必要な無線設備に関する情報収集、試験実施の立会いなどが想定されるが、例えば、1人で8時間を要すると仮定すると、1年間に発生する人的コストは、 1人 × 8時間 × 単価約2,900円(※3) × 約1,200件(※2) = 27,840,000円/年 と推計される。 ※1 総務省「無線LAN等の取米基準試験データの活用に関する検討会(第1回)」事務局資料(令和4年3月) ※2 令和3年4月から令和4年3月までの期間中の届出件数 1167件 ※3 約2,900円=(令和2年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(正規、年間))4,957千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,685時間(令和2年))</p> <p>【便益推計との比較】 事前評価時からのかい離はない。</p>
	<p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 【副次的及び波及的な影響】 最新の技術やアイデアを取り入れた革新的な新製品やサービスを開発するための実験等が促進されている。これにより、我が国経済の活性化や国際競争力強化に繋がることが期待される。</p> <p>【事前評価時に意図していなかった負の影響】 意図していなかった負の影響については、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書(案)」に対する意見募集においても寄せられておらず、特段確認されていない。</p> <p>【費用推計との比較】 事前評価時からのかい離はない。</p>
<p>考察</p>	<p>本制度により、相当基準に適合している無線設備を用いた実験等無線局の簡易な手続による開設・運用が可能となり、その結果、最新の技術やアイデアを取り入れた革新的な新製品やサービスを開発するための実験等が促進されている。一方で、各種費用を一律に示すことは困難であるが、上記のとおり、仮定を元に算出した遵守費用・行政費用が年間約255万円程度新たに発生しているものの、仮定を元に算出した技術基準適合証明等の取得に係る金銭的コスト及び人的コストは年間約3.9億円～6.3億円程度低減するため、全体としての費用の増加はないか、あっても限定的である。以上から、本制度による費用等は限定的であるが、一定の効果(革新的な新製品やサービスを開発するための実験等が促進されるなどの間接的な影響を含む)があると認められ、本制度を継続することが妥当であると考えられる。</p>
<p>備考</p>	